

平成23年度第3回兵庫労働局公共調達監視委員会議事概要

平成23年度第3回公共調達監視委員会を平成23年10月26日(水)に兵庫労働局会議室において開催いたしました。

その審議の内容は下記のとおりです。

1 審査対象期間 平成23年7月1日～平成23年9月30日

2 公共調達審査会審議結果報告(公共調達審査会委員長)

平成23年10月7日に開催しました公共調達審査会は、委員3名の出席により、対象期間が平成23年7月1日から9月30日の間の契約締結案件11件を審議いたしました結果、全案件について、適正な処理であると判断いたしました。

3 抽出結果の報告(抽出担当委員)

抽出担当委員より、対象期間は平成23年7月1日から平成23年9月30日まで、対象案件11件全てを審議の対象とする報告がなされた。

4 対象案件の審議

対象案件11件のうち、競争入札によるもの6件について、事務局から公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って、各案件を説明。

委員 物品3番のデジタル印刷機の調達について、落札率は0.44%ですが過去の入札額の低い順位3位から5位までの応札者の入札額の平均を参考にして予定価格を決めたということは、1位、2位の金額が極端に低かったためと思われるが、背景は何かあるのですか。

局 機器を普及させるためと考えられますが、我々では考えられない価格となっています。

委員 デジタル印刷機とはどういう機器なのですか。

局 原稿を読み取り製版し、多数枚を印刷するための機器でカラー対応しています。

職業安定所でリーフレット等の多数枚の印刷に使用しています。

委員 この契約には機器の引き取りを含んでいますか。

局 含んでいます。過去に購入した他のメーカー製でも引き取りします。

委員 他にもこのような落札率が非常に低い状況はあると思われませんが。

局 平成21年度に他県で情報公開されているデジタル印刷機の調達ですが、十一台635円で落札しているケースがあります。入札に今回の落札メーカーが入ると価格は下がり、他のメーカーも下げる傾向にあります。

委員 機器自体は安いですが、後の消耗品経費等ランニングコストがかかるので、トータルで考えなくてはならない。

局 消耗品が突出して高くなっていることはありません。今は複数メーカー機器を設置していますが、故障頻度については、むしろ他のメーカーよりも当該落札メーカーの方が低い状況です。

委員 機器のメーカー以外の消耗品は使用できないのですか。

局 使用できません。

委員 印刷機の使用できる年数はどの位ですか。

局 インターネット等の情報を収集していますが、メーカーで明確に示されたものはなく、当局で使用している機器は1000万枚や1400万枚を超えても使用しているものがある一方で、400万枚で使用不能になる機器がある等、判断は難しいですが、概ね5年程度と考えています。基本的には修理不能になるまで使うということです。

委員 最低5年は使いますか。

局 使用します。

対象案件11件のうち、随意契約によるもの5件について、事務局から公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って、各案件を説明。

委員 土地建物借料1、2について、この業者とは他の借上げでも継続して契約していますが、値下げ交渉をして賃料は下がっているのですか。

局 契約ごとに値下げ交渉をしており、値下げになっているものはあります。

委員 この案件は新規ですね。こちらから賃料を提示して交渉されたのですか。

局 一昨年、他の物件の借上げで交渉の結果、賃料を2割程度値下げとなりました。同レベルでの賃料で交渉しましたので、結果的には値下げの賃料で契約しております。

委員 公共工事1、2について、同じ内容の契約のようですが、2番だけ値引きがあり、1番はなかったのですか。1番も値引きできたのではと思うのですが。

局 この契約については業者指定されておりますが、どちらも値引き交渉を行いませんでした。1番については当初予算見込みから削減され、急遽、仕様変更を余儀なくされ、この状況を踏まえて予算の範囲内で値引き交渉をしました。

委員 役務1について、入札を3回行なったが、予定価格を上回る応札者がいなかったということですか。契約業者も参加していたのですか。

局 この業者だけが参加していました。

委員 落札はできなかったということですか。

局 そのとおりです。当該業者はこのような委託事業を行なった経験がないため、人件費を過大に積算し、消耗品である報告用パンフレットを豪華な物で積算する等により応札したので、不調が続いたと思われま。

委員 この事業はどういう事業ですか。

局 70歳まで働ける制度導入に向けた環境整備を推進するため、企業ヒアリング、アンケート調査等を実施、分析し、先進的事例を取りまとめるものです。

委員 他局でも実施しているなら、他府県の業者の参加はなかったのですか。

局 当初、参加意思のあった業者はいましたが、結果的には参加はありませんでした。

5 審議結果（委員長）

本日、審議を行った案件について、特に不適切又は改善すべきと思われる点はなかったと思いますが、両委員ともご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、運営要綱第5条第4項のとおり、委員の多数をもって決したと認めます。

また、運営要綱第5条第2項により、本日の審議内容を兵庫労働局長へ報告するとともに議事の概要を公表（ホームページへの掲載）することといたします。

6 閉会